

## 24時間巡回介護 えがお

(連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

### 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 takeda が設置運営する24時間巡回介護えがお（以下「事業所」という。）において実施する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態にある者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。

(運営の基本方針)

第2条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にあたっては、利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応等の援助を行うとともにその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応し、利用者が安心してその居宅での生活を送ることができるようにするものとします。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者及び居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供を行うものとします。

6 前5項のほか、「長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年長井市市条例第1号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 24時間巡回介護 えがお
- (2) 所在地 山形県長井市台町23-26

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

(1) 管理者 1名 (常勤兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。

(2) 計画作成責任者 1名 (常勤兼務)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行います。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行います。

(3) オペレーター 提供時間を通じて1名以上 (常勤兼務)

利用者、またはその家族からの通報を随時受け付け、適切に対応します。訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。

(4) 訪問介護員 提供時間を通じて1名以上 (常勤兼務、非常勤)

① 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 (必要数)

定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たります。

② 随時訪問サービスを提供する訪問介護員等 (提供時間を通じて1名以上)

利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たります。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 24時間

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 事業所で行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとします。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容

①利用者又はその家族に対する相談、助言等

②利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等

③定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回による定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス (排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護)

④利用者からの随時の連絡に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス (排せつ介助、体位変換、移動・移乗介助、その他の必要な介護)

(利用料その他の費用の額)

第7条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。)

- 2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとします。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までに利用者に説明することとします。
- 3 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については利用者が負担するものとします。
- 4 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付するものとします。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとします。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域を次のとおりとします。

長井市

（緊急時等における対応方法）

- 第10条 従業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告することとします。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとします。
- 2 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
  - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。
  - 4 事業所は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法）

- 第11条 事業所は、利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとします。
- 2 事業所は、預かった合鍵については使用时以外施錠された保管庫に保管するものとします。
  - 3 事業所は、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者及び家族へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行うものとします。

(その他運営に関する重要事項)

(研修)

第12条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとします。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 資質向上のための研修 随時

(同居家族へのサービス提供の禁止)

第13条 事業所は、従業者の同居の家族である利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供をさせないものとします。

(記録の保存)

第14条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとします。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

(掲示)

第16条 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に運営規定の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

(秘密保持等)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負います。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

3 事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

(苦情処理)

第18条 事業所は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

2 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

3 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(地域との連携)

第20条 事業所は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、概ね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し提供している事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

(記録の作成と公表)

第21条 事業所は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

(訪問看護事業者との連携)

第22条 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならないこととします。

2 連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとします。

- (1) 利用者に対するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 介護・医療連携推進会議への参加
- (4) その他必要な指導及び助言

第23条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 takeda と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成30年11月 1日から施行する。